

四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>四万十町個人情報保護条例（抜粋） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報<u>をいう。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用い</p>	<p>四万十町個人情報保護条例（抜粋） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</u></p> <p><u>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ</p>

改正後	改正前
<p>るものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 個人情報の<u>記録項目（要配慮個人情報が含まれているときは、その旨）</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p>	<p><u>っては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p> <p><u>(5)～(7)</u> 略</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 個人情報の<u>記録項目</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にすると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は四万十町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（適正な維持管理）</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全保護措置」という。）を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を</p>	<p>(5) 本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にすると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、<u>次に掲げる個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は四万十町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 思想、信条及び信教に関する個人情報</u></p> <p><u>(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u></p> <p>（適正な維持管理）</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全保護措置」という。）を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を</p>

改正後	改正前
<p>開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないとされている情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを<u>含む。</u>）若しくは<u>個人識別符号が含まれるもの</u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3) ～(8) 略</p> <p>（個人情報に関する情報）</p> <p>第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を<u>拒む</u>ことができる。</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第20条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報</p>	<p>開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないとされている情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを<u>含む。</u>）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3) ～(8) 略</p> <p>（個人情報に関する情報）</p> <p>第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を<u>拒否する</u>ことができる。</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第20条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報</p>

改正後	改正前
<p>のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(委員による調査手続)</p> <p>第42条 略</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第43条 審査会は、第39条第3項若しくは第4項又は第41条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(委員による調査手続き)</p> <p>第42条 略</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第43条 審査会は、第39条第3項若しくは第4項又は第41条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>